

令和2年4月6日

保護者各位 殿

岡山県立総社南高等学校長
福本 まゆみ

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱い等について

4月6日、岡山県教育委員会から次のとおり通知がありましたのでご確認ください。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ④新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

出席停止とする期間については、上記①～③については、岡山県教育委員会と協議すること、上記④については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とすること。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安

(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合（ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取り扱う。）
- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合

校長が出席しなくてもよいと認めた日とする期間については、上記①について

は、症状がなくなるまでに要した期間、上記②については、感染者と最後に接触した日から起算して2週間、上記③については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間とすること。

(2) 上記(1)の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

その場合、次の2点に留意ください。

①登校を取りやめた日は、「欠席日数」とはせずに「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。

②登校時と同様に家庭で学習を行うこと。

※やむを得ず登校を取りやめると判断する理由や期間について、学校にご相談ください。校長が出席しなくてもよい日と認める場合は、保護者署名の書面による届出(別紙：家庭学習願)を提出する必要があります。

(参考)

家庭学習願

令和 年 月 日

岡山県立

学校長 殿

生徒署名

保護者署名

新型コロナウイルス感染症への対策として、下記期間中は家庭で学習を行います。

記

生徒氏名		科年組	科 学年 組 番
期間	令和 年 月 日()から令和 年 月 日()まで (日)		
備考			

※期間の変更等を希望する場合には、必ず学校へ連絡すること。